

I 民間金融機関を活用する緊急融資制度

融資機関	金融機関	信用保証協会（県制度）	信用保証協会	信用保証協会	信用保証協会	信用保証協会
番号	①	②	③	④	⑤	⑥
制度名	プロパー	コロナ対策緊急つなぎ資金	コロナ関連融資	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
利用枠の種別	金融機関個別	一般枠（自治体支援型）	一般枠	別枠	別枠	別枠
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の緊急融資制度有</li> <li>据置期間も設定は可能</li> <li>手数料を要求される場合あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体が独自の支援措置を実施</li> <li>一般枠と同枠（すでに協会利用があると残枠が少ない場合もあり）</li> <li>減収要件無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般枠と同枠（すでに協会利用があると残枠が少ない場合もあり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別枠で100%保証のため融資は最も受けやすい</li> <li>減収要件は厳し目</li> <li>認定書取得が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別枠で80%保証</li> <li>減収要件は少し緩め</li> <li>認定書取得が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月13日に発動（利用化）</li> <li>第三の枠として活用</li> <li>認定書取得が必要</li> </ul>
責任共有制度	---	80%保証	80%保証	100%保証	80%保証	100%保証
資金使途	---	運転資金	運転資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金
融資期間	---	3年 1.2%	~3年 1.2% ~5年 1.3% ~7年 1.4%	運転資金は10年以内 設備資金は15年以内 利率は金融機関所定	運転資金は10年以内 設備資金は15年以内 利率は金融機関所定	10年以内（実行後モニタリングが必要）
据置期間	---	1年	1年	1年	1年	2年
保証料率	---	県が全額負担などあり	年0.4%~1.83%	年0.8% （自治体が負担する場合有り）	年0.68% （自治体が負担する場合有り）	年0.8%以下
融資対象	金融機関所定の条件	コロナウイルスの影響で直近1ヶ月の売上または売上高総利益が前年同月または2年前同月に比べ減少していること	コロナウイルスの影響で直近1ヶ月の売上が前年同月に比べ●%以上減少し、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上が●%以上減少する見込みがあること	原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。	指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。	最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。
市町村の認定	---	不要	不要	要	要	要
借りやすさ	★	★★	★★	★★★★	★★★	★★★★
特記事項	一定以上の財務要件が必要（資産超過、債務償還年数10年以下など）	自治体により、増枠、金利減免、県が債務保証を行っているケースも有り（融資がしやすくなるように自治体が支援）				

II 政府系金融機関を活用する緊急融資制度

融資種別	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	商工中金
番号	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
制度名	セーフティネット貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	マル経融資	生活衛生改善貸付	衛生環境激変対策特別貸付	危機対応業務新型コロナウイルス感染症特別貸付
利用枠の種別	別枠	別枠	別枠	別枠	別枠	別枠	別枠
特徴	・基準金利（引き下げはない） ・減収要件が無い	・引き下げ、無利子化が可能 ・5%以上の減収要件あり	・旅館業、飲食業等、喫茶店などの業種が対象 ・5%以上の減収要件あり ・金利は一律（引き下げ、無利子化が可能）	－	・旅館業、飲食業等、喫茶店等を営む小規模事業者 ・無担保無保証 金利引き下げあり ・通常2000万円に1000万円を増増	・旅館業、飲食業等、喫茶店などの業種が対象 ・10%以上の減収要件あり	－
資金使途	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金	運転資金	運転資金 設備資金
融資限度額	◆中小事業7.2億、国民事業4800万円 ◆設備15年以内、運転8年以内 【金利】基準金利中小事業1.11%、国民事業1.91% 上記金利は条件により変動	◆中小事業3億、国民事業6000万円 ◆設備20年以内、運転15年以内 【金利】当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46% 利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円	◆6000万円（国民事業のみの融資） ◆設備20年以内、運転15年以内 （ただし振興計画認定組合員以外は設備のみ） 【金利】当初3年間 基準金利▲0.9% = 0.46% 利下げ限度額：3000万円	運転資金7年以内（うち据置期間3年以内）	◆3000万円（別枠で1000万円拡充） ◆設備資金 10年以内 運転資金7年 【金利】当初3年間 基準金利▲0.9% = 0.46%	◆1000万円（旅館業は3000万円） ◆運転資金7年以内	設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内） 【金利】当初3年間 基準金利▲0.9% 融資限度額3億円 当初3年 1.11%→0.21%、4年目以降基準金利 （利下げの限度額は1億円）
据置期間	3年以内	5年以内	5年以内	運転3年以内 設備4年以内	設備資金（2年以内） 運転資金（1年以内）	2年以内	5年以内
保証料率	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
融資対象	数値要件はなく、今後影響が見込まれる事業者が対象	①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額 ※個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応	①最近1ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。 【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円） 【金利】基準金利：1.36% ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利▲0.9%	新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者 別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。 【金利】 経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ	①最近1ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。 【融資限度額】別枠1,000万円 【金利】基準金利：1.21%（一律） ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利▲0.9%	①最近1ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。 【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円） 【金利】基準金利：1.21%（一律） ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利▲0.9%	新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している事業者 ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額
市町村の認定	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
借りやすさ	★★★★★	★★★★★	★★★★★	★★★	★★★★★	★★	★★
特記事項		無利息となる要件 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少 【利子補給】 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：中小事業1億円国民事業3000万円 ※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の選及適用が可能です。	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営むもの 無利息となる要件 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少 【利子補給】 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：3000万円	無利息となる要件 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少 【利子補給】 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：1億円	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営むもの 無利息となる要件 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少 【利子補給】 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：3000万円	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営むもの 無利息となる要件 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少 【利子補給】 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：3000万円	4月中旬より取扱開始 ・日本政策金融公庫と同様の無利息対応あり ・利用可能残高は日本政策投資銀行と合算 ・融資先は中規模以上の企業が中心